

議案第 7 号

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例  
について

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例について、  
別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第1条 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第125号)の一部を次のように改正する。  
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
(使用料) 第9条 略		(使用料) 第9条 略	
2 市外居住者(かつらぎ町、大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が社会体育施設を利用する場合は、前項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算しなければならない。	2 市外居住者(大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が社会体育施設を利用する場合は、第1項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算しなければならない。		
3 略		3 略	

(橋本市都市公園条例の一部改正)

第2条 橋本市都市公園条例(平成18年橋本市条例第195号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
(使用料) 第13条 略		(使用料) 第13条 略	
2 市外居住者(かつらぎ町、大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が条例別表の4(1)①、②ア及びイ(照明設備に限る。)並びに③ア及びイ(照明設備に限る。)、(2)②イ並びに(3)①及び②の施設を利用する場合は、前項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算しなければならない。	2 市外居住者(大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が条例別表の4(1)①、②ア及びイ(照明設備に限る。)並びに③ア及びイ(照明設備に限る。)、(2)②イ並びに(3)①及び②の施設を利用する場合は、前項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算しなければならない。		
3～5 略		3～5 略	

(橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部改正)

第3条 橋本市立温水プール設置及び管理条例(平成21年橋本市条例第37号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第7条 略</p> <p>2 市外居住者(かつらぎ町、大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が利用する場合は、前項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(使用料) 第7条 略</p> <p>2 市外居住者(大阪府河内長野市及び奈良県五條市居住者を除く。)が利用する場合は、前項の規定により算出した使用料の額に、当該額の5割を加算しなければならない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。